

電波法

(廃止の届出)

第二十七条の二十六 登録人は、登録局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十七条の十八第一項の登録は、その効力を失う。

無線局免許手続規則

(登録局の廃止の届出)

第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 廃止した年月日
- 三 無線局の種別
- 四 登録の年月日
- 五 登録の番号
- 六 無線設備の製造番号(包括登録に基づき開設している登録局に限る。)
- 七 包括登録に係るすべての登録局を廃止したときは、その旨